

平成23年度

財政的援助団体等監査の
結果に関する報告書

平成24年3月

島根県監査委員

監 第 1 4 5 号

平成24年3月12日

島根県議会議長
島根県知事様
島根県教育委員会委員長

島根県監査委員 田 中 八洲男

島根県監査委員 石 原 真 一

島根県監査委員 法 正 良 一

島根県監査委員 山 川 博 司

平成23年度に実施した財政的援助団体等監査の結果に関する報告
について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政的援助団体等監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので別添のとおり提出します。

なお、監査の結果に対する措置については速やかに対応され、同条第12項の規定による措置状況の通知については、平成24年9月末日までに行ってください。

目 次

第 1	監査の概要	1
1	財政的援助団体等監査の趣旨	1
2	監査対象団体及び実施団体	1
3	監査の実施方法、対象年度、範囲、視点、実施年月日及び監査の執行者	4
第 2	監査の結果	5
I	監査結果（総括）	5
1	指導事項及び指示事項の件数	5
2	重点監査項目に係る監査の結果及び意見	5
II	監査結果（個別）	1 1
1	公立大学法人島根県立大学	1 1
2	(財)しまね海洋館	1 3
3	(公財)ふるさと島根定住財団	1 4
4	隠岐空港利用促進協議会	1 6
5	(財)しまね女性センター	1 8
6	(財)島根県文化振興財団	1 9
7	(財)しまね国際センター	2 1
8	(株)SPSしまね	2 2
9	(公財)しまね自然と環境財団	2 3
1 0	(財)島根県環境保健公社	2 5
1 1	(財)MIしまね	2 6
1 2	(独)日本貿易振興機構	2 8
1 3	江津商工会議所	2 9
1 4	隠岐の島町商工会	3 0
1 5	(公財)島根県建設技術センター	3 1

1 6	島根県土地開発公社	3 3
1 7	島根県住宅供給公社	3 6
1 8	NPO法人出雲スポーツ振興21	3 7
1 9	(株)ISP	3 8
2 0	ミュージアムいちばた	3 9

資 料

別記	財政的援助団体等の監査について	4 1
別表	監査実施年月日	4 2

第 1 監査の概要

1 財政的援助団体等監査の趣旨

財政的援助団体等は、県が補助金、交付金、貸付金、損失補償等の財政的援助を与えているもの、県が資本金、基本金等を出資しているもの及び公の施設^{注1}の管理を行わせているものをいう。

本監査の目的は、財政的援助等を行っている団体及び所管課を監査し、団体における公金の執行状況の適正性、県による財政的援助の妥当性等を監査するものである。

なお、財政的援助団体等監査の根拠規定及び説明等については、別記のとおりである。

注1) 公の施設とは、住民の福祉を増進させることを目的として、その利用に供するために普通地方公共団体が設置する施設で、学校、美術館、ホール、体育館、県営住宅や公園等が該当する。

2 監査対象団体及び実施団体

(1) 監査対象団体

監査対象団体は、監査体制等の条件や監査の実効性の確保、重点監査項目等を考慮し、次のとおりとした。

ア 財政的援助団体

県単独の制度により原則として1千万円以上の補助金等（交付金、負担金及び利子補給金を含む。）を交付しているか、貸付け又は損失補償をしている団体

イ 出資団体

県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している団体

ウ 債務保証団体

県が金融機関等に対し債務保証契約を締結している団体

エ 公の施設の指定管理者

県が公の施設の管理を行わせている団体

(2) 監査対象団体の概要

上記(1)の団体について、各所管課に対して行った調査の結果(平成22年度末の状況)は、次のとおりである。

団体区分	監査対象 団体実数	財政的援助等の形態別件数					
		財政的援助			出資	債務 保証	公の施設 の指定管 理
		補助金等	貸付金	損失補償			
社団法人 ※①	9	7	1	1	3		
財団法人 ※①	22	9	3	4	17		8
地方独立行政法人	1	1					
社会福祉法人	18	18					
農林水産組合	3	1	2				
商工会議所・商工会	29	29					
株式会社	11	1	1		3		7
その他	17	11	2	1	4	1	3
合計 ※②	110	77	9	6	27	1	18

※① 社団法人及び財団法人は、平成20年12月1日に施行された新公益法人制度において特例民法法人として存続しているものをいう。

※② 1つの団体について補助金等、貸付金、出資等が重複している場合があるので、「監査対象団体実数」の合計と「財政的援助等の形態別件数」の合計は一致しない。

(3) 監査実施団体

今年度は上記監査対象団体の中から、過去の監査実施状況や重点監査項目等を考慮し、次の20団体を選定し監査を実施した。

	団 体	所管課	財政的援助等の形態
1	公立大学法人島根県立大学	(総務部)総務課	補助金等
2	(財)しまね海洋館	地域政策課	出資・指定管理
3	(公財)ふるさと島根定住財団	〃	出資・補助金等
4	隠岐空港利用促進協議会	交通対策課	補助金等
5	(財)しまね女性センター	環境生活総務課	出資・指定管理
6	(財)島根県文化振興財団	文化国際課 文化財課	〃
7	(財)しまね国際センター	文化国際課	出資
8	(株)SPSしまね	〃	指定管理
9	(公財)しまね自然と環境財団	自然環境課 環境政策課	出資・補助金等・ 指定管理
10	(財)島根県環境保健公社	医療政策課	出資
11	(株)MIしまね	障がい福祉課 文化財課	指定管理
12	(独)日本貿易振興機構	しまねブランド推進課	補助金等
13	江津商工会議所	中小企業課	〃
14	隠岐の島町商工会	〃	〃
15	(公財)島根県建設技術センター	土木総務課	出資
16	島根県土地開発公社	土木総務課 用地対策課 斐伊川神戸川対策課 企業立地課	出資・補助金等・ 貸付金・債務保証
17	島根県住宅供給公社	建築住宅課	出資
18	NPO法人出雲スポーツ振興21	都市計画課	指定管理
19	(株)ISP	〃	〃
20	ミュージアムいちばた	文化財課	〃

※No.3、No.9、No.15の3団体は、平成23年4月1日に特例民法法人から公益財団法人に移行した。

3 監査の実施方法、対象年度、範囲、視点、実施年月日及び監査の執行者

(1) 実施方法

団体については実地監査により行い、所管課については書面監査により行った。

(2) 対象年度

原則として平成22年度を対象とし、必要に応じ、現年度及び過年度も対象とした。

(3) 範囲

監査の範囲は、補助金等、貸付金又は損失補償の財政的援助を与えている団体については、それら財政的援助に関連する範囲とし、出資している団体については、団体の財務、会計、事業など経営全般とし、公の施設の管理を行わせている団体については、管理に係る会計事務の執行や施設の維持管理を範囲とした。

(4) 視点

監査は、補助金等の財政的援助を与えている団体については、補助金等が公金として適切に執行され、交付目的である成果が十分得られているか、出資している団体については、出資目的に沿って事業が運営されているか、また、公の施設の管理を行わせている団体については、指定管理に関する協定書に基づき施設が適切に管理・運営されているかなどの視点から行った。

(5) 実施年月日

監査は、「別表 監査実施年月日」のとおり実施した。

(6) 監査の執行者

監査執行者は次のとおりである。

監査委員 田 中 八洲男

監査委員 石 原 真 一

監査委員 法 正 良 一

監査委員 山 川 博 司

なお、地方自治法第199条の2の規定により、法正良一監査委員、山川博司監査委員は、島根県土地開発公社及び島根県住宅供給公社について監査を行っていない。

第2 監査の結果

I 監査結果（総括）

各団体別の監査結果はⅡ 監査結果（個別）に掲げるとおりであるが、おおむね適正に処理されているものと認められた。

なお、今回改善を要するものとして指摘した事項はなく、団体に対する指導事項及び所管課に対する指示事項の件数並びに重点監査項目に係る監査の結果及び意見は、次のとおりである。

本報告書に掲げた意見については、監査結果（個別）に掲げた意見を含め、県報掲載により公表し、指導事項及び指示事項とともに該当する団体及び所管課に対し文書により通知する。

1 指導事項及び指示事項の件数

区 分	件 数	内 容（件数）
指導事項（団体）	12	・会計処理規程に係るもの（5） ・収入及び支出事務に係るもの（2） ・契約事務に係るもの（1） ・資金管理に係るもの（1） ・補助金の実績報告に係るもの（1） ・公の施設の指定管理に係るもの（2）
指示事項（所管課）	5	・団体への立入検査に係るもの（1） ・公の施設の指定管理に係るもの（4）

2 重点監査項目に係る監査の結果及び意見

今年度は、「公の施設の指定管理の状況」を重点監査項目として監査を実施したが、その結果及び意見は次のとおりである。

（1）公の施設の指定管理の状況について

公の施設の管理運営については、平成15年に地方自治法が一部改正されたことにより、県は平成16年度に指定管理制度を導入し、指定管理者による管理運営が行われてきた。

平成22年度には、多くの施設において指定管理の一斉更新が行われたが、

更新にあたり、県はこれまでの指定管理制度の評価、課題を踏まえ、指定管理期間を5年に統一するなど「ガイドライン」の改定を行ったところである。

また、指定管理業務にかかる評価制度を導入することで施設の適正管理の確保や県民サービスの更なる向上を図ることとしている。

今回監査の対象とした12施設、9団体（表1）の指定管理は公募により選定されたもの11施設、非公募によるものが1施設であった。

また、応募の状況は8施設が1団体、2施設が2団体、1施設が3団体の応募状況であった。

前期の指定から継続している団体は8団体、新規団体は1団体で前指定管理者からの引継が行われていた。

施設の利用状況は更新前と比較すると、入館者数や利用者数が7施設は増加し、4施設は減少していた。なお、1施設は利用者数が把握されていなかった。

指定管理料は更新前と比較すると、3施設は増加し、9施設は減少となっている。

1) 監査の結果

管理運営に関する協定書等により指定管理の履行状況の確認を行った結果、管理運営業務は、協定書等の内容・条件に沿っておおむね適正に執行されていた。また、過去監査において意見として言及した事項については、改善の取組がなされていることを評価する。

なお、重点監査事項とした主な結果は次のとおり。

① 指定管理協定書等について

指定管理制度の基本的方針を定めた「指定管理者制度に係る共通ガイドライン」（人事課・財政課作成）及び「基本協定書（参考例）」（人事課作成）に基づき、いずれの団体においても基本協定書、年度協定書及び管理業務仕様書が作成され、県と協定書が締結されていた。

② 協定に定める事業計画書、事業報告書等の提出について

事業計画書、業務報告書及び事業報告書は協定により期限内に提出されていた。

③ 修繕費の取扱について

修繕費の範囲は、指定管理者の判断で執行するものは、1件10万円未満を基本としているが、施設の現行機能維持のために必要な緊急的な修繕につ

いては、1件250万円まで拡大できるよう見直しが行われていた。

監査対象とした施設で緊急的な修繕を執行していた施設は、3施設であり、その執行手続きは、修繕要求書、指示書の交付により、適切に履行されていた。

④ 施設損害賠償保険について

施設損害賠償保険は、指定管理料として算定されており、各施設において、県の定める対人・対物賠償限度額の任意保険に加入されていた。

なお、その保険の給付が適用された事例はなかった。

⑤ 危機管理マニュアルの整備について

協定に整備が義務づけられるとともに、各団体において危機管理マニュアルが整備され、避難・消火訓練や救命訓練（心肺蘇生方法やAEDの使用法）などの定期的な訓練が実施されていた。

⑥ 県貸付物品の管理について

県から貸付を受けた備品等の管理状況は、おおむね適正に管理されていた。

⑦ 施設管理運営状況の評価について

指定管理業務実績の評価項目や評価基準が設定され、平成22年度に更新した施設については、所管課において、指定管理業務評価委員の現地調査などを踏まえ、団体の評価が実施されていた。

なお、指定管理者に対して業務改善の勧告や改善を求める事例はなかった。

また、評価結果は人事課から県議会への報告や、県のホームページにおいて公表されていた。

⑧ 指定管理者の引継について

指定管理者の交代があった1施設について、引継状況を監査したところ、諸帳簿等は県の立会いのもとに引継がなされていた。

2) 意見

ア 所管課に対する意見

① 再委託等手続ルールの明確化について

指定管理者の業務については、施設の維持管理をはじめ施設使用料の徴収、各種事業の実施など業務範囲は広範囲であり、資格を必要とする業務や、より専門性が求められる業務については、第三者への再委託という手法も用いながら業務を遂行している実態が見受けられる。

第三者への業務委託について標準協定書では、「あらかじめ甲（県）の承認を受けることにより指定管理者が業務の一部を第三者に委託し、又は

請け負わせることができる。また、承認については書面により行わなければならない。」とされている。

監査の結果、各施設において多くの再委託や一部の施設にあつては再々委託が行われていたところである。

しかしながら、協定書に規定する書面による承認手続きを行っている施設はほとんどみられず、多くの施設で、公募の際の提案書や指定後の事業計画書において、委託内容や委託先業者名が記載されていることをもって処理されていた。

また、施設の中には、再委託先業者の把握が十分でない施設や、再々委託の手続きがなされていない施設も見受けられた。

については、第三者への再委託等を承認行為としている趣旨を踏まえ、適切な管理運営を行うために「指定管理者制度に係る共通ガイドライン」等で統一的な取扱を定めて再委託等に係る承認手続きの明確化を図られたい。

また、今年度から実施されている業務評価項目に、再委託等の内容及び手続の適正化を追加するなど適正な執行を確保されたい。

② 収入印紙について

協定書に収入印紙が貼付されている事例があつたが、その文書の性格から収入印紙の貼付は不要と考えられるので、その取扱については所轄税務署に確認の上、周知徹底を図られたい。

③ 貸付物品の適切な管理について

所管課は指定管理者に対し、協定書別表に管理物品一覧表を提示し適正な物品管理を求めているが、監査の結果、協定書締結時において、具体的な管理方法について仕様書等で明らかにされていない施設や、期間の経過の中で物品数が多数存在することから現物確認が十分に行われないうまま、貸付された施設も見受けられたところである。

こうした状況の中で指定管理者自らが現物確認を行っている施設も見受けられた。

については、県として貸付物品の適切な管理を行っていくためには使用可能な物品の現物確認や点検を行われたい。

また、県と指定管理者の役割を明確にするために、貸付物品の管理状況の報告や、廃棄の手続き等を明確にして指定管理者に提示されたい。

④ 指定の期間について

平成22年度からの一斉更新にあたって、「指定管理者制度に係る共通ガイドライン」では指定期間を一律5年に統一したところである。

指定の期間は、指定管理者の管理に対する検証や他の事業者等の参入機会の提供による競争性の確保の観点から一定の期間が設けられているものである。ただ、施設の中には、しまね海洋館など業務の特殊性、専門性や人材の育成・確保の観点から長期の期間設定を望む指定管理者もあった。

については、次回の更新時には、指定管理者制度が導入され10年が経過することから、この制度の検証を行う中で、個別施設の特性や管理実態を踏まえて、柔軟な期間設定等についても検討されたい。

⑤ 緊急的な修繕対応について

「指定管理者制度に係る共通ガイドライン」において、施設の現行機能維持のために必要な緊急的な修繕に限っては、1件10万円を超える修繕についても、一定の要件、手続のもとで、指定管理者において執行ができるよう見直しが行われたところである。

この見直しを適用した施設は、監査対象施設のうち3施設に留まっており、今後、施設・設備の老朽が進む中で、迅速かつ適切な修繕対応に向けて、県と指定管理者の役割分担や履行の手続きに留意しながら、緊急的な修繕措置の活用を検討されたい。

(表1) ◇監査を実施した指定管理施設の状況

平成22年度更新施設 (指定管理期間：H22～H26)

(単位：人・千円)

	施設名	応募者数	指定管理者団体名	新規 継続	年度	利用者数	指定管理料	利用 料金 制
1	しまね海洋館 (アクアス)	—	(財)しまね海洋館	継続	H21	458,619	193,000	○
					H22	452,562	126,810	
2	芸術文化センター (グラントワ)	1	(財)島根県文化振興財団	継続	H21	325,196	339,457	○
					H22	310,262	312,260	
3	美術館	1	(株)SPSしまね	継続	H21	362,085	259,248	
					H22	257,179	264,000	
4	三瓶自然館及び附属 施設 (サヒメル・小 豆原埋没林公園)	1	(公財)しまね自然と環 境財団	継続	H21	173,077	304,500	○
					H22	174,298	257,775	
5	男女共同参画センター (あすてらす)	1	(財)しまね女性センター	継続	H21	32,023	86,709	
					H22	33,427	86,000	
6	島根県民会館	1	(財)島根県文化振興財団	継続	H21	300,686	212,600	○
					H22	332,769	192,680	
7	八雲立つ風土記の丘	1	(財)島根県文化振興財団	継続	H21	15,934	56,971	
					H22	16,094	57,323	
8	古墳の丘古曾志公園	2	(株)MIしまね	新規	H21	—	5,915	
					H22	—	4,850	
9	はつらつ体育館	3	(株)MIしまね	継続	H21	10,788	5,860	
					H22	12,011	5,950	
10	浜山公園	1	(NPO)出雲スポーツ 振興21	継続	H21	250,096	148,071	○
					H22	267,221	144,670	
11	石見海浜公園	1	(株)ISP	継続	H21	769,890	130,598	○
					H22	787,530	129,661	

継続の施設 (指定管理期間：H18～H22)

(単位：人・千円)

	施設名	応募者数	指定管理者団体名	新規 継続	年度	利用者数	指定管理料	利用 料金 制
12	古代出雲歴史博物館	2	ミュージアムいちばた	継続	H21	217,606	279,442	
					H22	217,140	274,314	

※ 利用料金制とは、公の施設の指定管理者に当該施設の利用料金を収入させ、施設を運営する制度。

Ⅱ 監査結果（個別）

1	団体名	公立大学法人島根県立大学	所管課	(総務部) 総務課
---	-----	--------------	-----	-----------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成19年4月1日（経過年数：4年）

（地方独立行政法人として、島根県立大学及び島根県立大学短期大学部を設置・運営）

(2) 設立目的

豊かな自然と歴史を持つ島根県における教育研究の拠点として、幅広い教養と高い専門性を備え、北東アジアをはじめとする国際的な視野を持ちつつ地域に貢献し、創造性豊かで実践力のある人材を育成するとともに、地域に知の還元を行うことで、地域社会の活性化及び発展に寄与し、さらに国際社会に貢献することを目指し、大学を設置し、及び管理する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金等

ア 補助金名 公立大学法人島根県立大学特殊要因経費補助金

・ 内容

地方独立行政法人法第42条の規定に基づき、設立団体として、大規模修繕、大規模システム整備等の施設・設備の整備に要する経費や災害に伴う経費など法人の責によらない突発的な経費に要する経費等について交付する。

・ 補助金額 167,439千円

イ 交付金名 公立大学法人島根県立大学運営費交付金

・ 内容

地方独立行政法人法第42条の規定に基づき、設立団体として法人や大学の運営に必要な経常的経費等について交付する。

・ 交付金額 1,749,061千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 意見

① 出雲キャンパス看護学部の設置について

法人は、大学憲章に沿った大学づくりを目指す一環として、医療・看護・健康分野に専門的に対応し地域のニーズに応える人材を養成するため短期大学部看護学科を四年制大学化し、看護学部看護学科を設置することとしている。

これまで、平成23年10月には国の看護学部設置の認可を受けるなど出雲キャンパスにおいて開設準備が進められている。

については、平成24年4月の看護学部開設に向け、施設整備をはじめ組織・学部運営等の開設準備に万全を期されたい。

また、特色ある学部として県内外へ積極的なPR活動を行い学生募集に努められたい。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

2	団体名	(財)しまね海洋館	所管課	地域政策課
---	-----	-----------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成9年4月30日（経過年数：14年）

(2) 設立目的

島根県知事から指定管理者の指定を受けて、島根県が設置する「島根県立しまね海洋館」の管理運営を通じ、多くの人々が日本海の自然や生態とふれあい、楽しく過ごす場を創造し、賑わいの創出や新たな民間活動の誘発により地域の活性化に寄与するとともに、水族の保護、保全を含めた豊かな海洋自然の大切さについての普及啓発に努めていく。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出資する。

イ 出資金額 100,000千円（県出資比率：100%）

(2) 公の施設の指定管理

ア 施設の名称 しまね海洋館（アクアス）（所在地：浜田市、江津市）

イ 指定管理業務の内容

- ・しまね海洋館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・水生生物を中心とした収集、飼育及び展示並びに調査研究に関する業務
- ・水生生物に関する学習機会の提供及び知識の普及啓発に関する業務
- ・しまね海洋館の利用の促進に関する業務

ウ 指定期間 平成22年度～平成26年度

エ 指定管理料 125,918千円（平成22年度）

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

3	団体名	(公財) ふるさと島根定住財団	所管課	地域政策課
---	-----	-----------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成4年9月3日 (経過年数: 19年)

(2) 設立目的

活力と魅力ある地域づくりを推進するとともに、若年者の就職支援対策等を重点的に実施することにより、新規学校卒業者を中心とする若年層の県内就職と県外からのU Iターンの促進を図り、もって、本県における人口定住に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出資する。

イ 出資金額 417,000千円 (県出資比率: 100%)

(2) 補助金等

ア 補助金名 ふるさと島根定住支援補助金

イ 内容

本県の重要課題である定住対策を積極的に推進するため、団体の事業費等を補助し、もって活動の円滑な推進を図る。

ウ 補助金額 259,012千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 意見

① U Iターンの促進について

本県の重要施策である「定住の推進」について、平成22年度から5年間定住対策を重点的に行うため予算を増額し、団体事業の拡充を図っているところである。

平成22年度は、厳しい雇用情勢の中で「U Iターンのための無料職業紹介事業」による就職決定者が初めて年間100人を超え、また、「U Iターンのための産業体験事業」について平成23年度は助成単価を従

前の月額5万円から12万円に増額し、産業体験認定者も増えているなど一定の成果を上げているところである。

しかしながら、UIターン者を取り巻く社会経済情勢は変化しており、全国的に地域間競争が激しくなっている。

については、このような状況を踏まえ、より一層効果的な情報発信や最初の相談から定住後のフォローまでを一貫して行う体制の強化などにより、引き続き、着実にUIターンの促進に努められたい。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

4	団体名	隠岐空港利用促進協議会	所管課	交通対策課
---	-----	-------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成12年9月11日（経過年数：11年）

(2) 設立目的

隠岐地域発展のため、空港の利用拡大を促進し、豊かで住みよい郷土づくりを図る。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金等

ア 補助金名 島根県空港利用促進事業費補助金

イ 内容

隠岐空港の利用促進を図ることを目的として結成された利用促進協議会が実施する利用促進事業経費を補助し、もって利用者の増加及び航空路線の維持・拡大を図る。

ウ 補助金額 36,000千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 意見

① 隠岐空港の利用促進について

新隠岐空港の開港により運航されることとなったジェット便は、交流人口拡大のため、関西圏や首都圏からの誘客に極めて重要であり、安定した利用実績を積み重ねることによって羽田空港再拡張後の隠岐－羽田直行便の就航を目指しているところである。

平成22年度は、本補助金等の活用により大阪便の利用率が対前年比7.2%増となるなど一定の成果を上げているところであるが、今後とも、冬季の利用促進対策など観光振興施策等と連動した取り組みや年度当初から早めの誘客宣伝活動を行うなど効果的な事業展開により、安定的需要の確保に一層努められたい。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 意見

① 隠岐空港の利用促進について

隠岐空港については、安定した利用実績を確保し、羽田直行便の就航を目指しているところであり、今後、国、関係航空会社等への適切な働きかけを行うとともに、地元の利用促進対策への支援や安定的な需要創出につながる観光振興、地域振興等の諸施策を県関係部局や地元町村と一層連携して着実に取り組まれない。

5	団体名	(財)しまね女性センター	所管課	環境生活総務課
---	-----	--------------	-----	---------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成10年10月12日(経過年数:13年)

(2) 設立目的

島根県立男女共同参画センターを拠点として、男女のあらゆる分野での共同参画を促進するための事業を総合的に展開することにより、男女共同参画社会の実現に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出資する。

イ 出資金額 100,000千円(県出資比率:89.2%)

(2) 公の施設の指定管理

ア 施設の名称 男女共同参画センター(あすてらす)(所在地:大田市)

イ 指定管理業務の内容

- ・施設及び設備の使用の承認に関する業務
- ・施設及び設備の使用に係る使用料の徴収に関する業務
- ・施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・島根県女性相談センター西部分室及び島根県西部県民センター県央事務所の施設設備の維持管理に関する業務

ウ 指定期間 平成22年度～平成26年度

エ 指定管理料 86,000千円(平成22年度)

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

6	団体名	(財) 島根県文化振興財団	所管課	文化国際課 文化財課
---	-----	---------------	-----	---------------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成9年3月17日 (経過年数: 14年)

(2) 設立目的

多彩な文化・交流を育む創造性豊かな地域社会の形成のため、広く県内の文化振興に関する事業を行い、もって県民福祉の向上に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出資する。

イ 出資金額 200,000千円 (県出資比率: 100%)

(2) 公の施設の指定管理

ア 施設の名称 島根県民会館 (所在地: 松江市)

(ア) 指定管理業務の内容

- ・会館の施設及び設備の利用の許可に関する業務
- ・施設等の維持管理に関する業務
- ・会館を利用した文化事業の企画及び実施に関する業務

(イ) 指定期間 平成22年度～平成26年度

(ウ) 指定管理料 192,680千円 (平成22年度)

イ 施設の名称 芸術文化センター (グラントワ) (所在地: 益田市)

(ア) 指定管理業務の内容

- ・センターの施設及び設備の利用の許可に関する業務
- ・美術館の観覧料の徴収に関する業務
- ・施設等の維持管理に関する業務
- ・センターを利用した文化事業の企画及び実施に関する業務
- ・芸術文化に関する情報の収集及び提供に関する業務

(イ) 指定期間 平成22年度～平成26年度

(ウ) 指定管理料 312,260千円 (平成22年度)

ウ 施設の名称 八雲立つ風土記の丘 (所在地: 松江市)

(ア) 指定管理業務の内容

- ・資料館の入館料徴収に関する業務
- ・風土記の丘の施設及び設備の維持管理に関する業務並びに風土記の丘を構成する史跡の活用及び環境の保全に関する業務
- ・資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する専門的な調査研究に関する業務

(イ) 指定期間 平成22年度～平成26年度

(ウ) 指定管理料 57,323千円(平成22年度)

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 意見

① メリットシステムの目標設定について(文化財課)

八雲立つ風土記の丘の指定管理については、メリットシステムが導入されているが、収入目標額の設定は、企画展入館料等が引き下げられる以前の収入実績等を勘案して設定されており、現状では目標達成が相当困難なものになっている。

については、メリットシステム導入の趣旨に沿った目標設定について検討されたい。

※メリットシステムとは

指定管理者の努力によって入館者の増、使用料の増収が可能な施設を対象に、各年度において収入目標額を10%上回った(下回った)場合は、その増(減)収分の1/2について当年度の指定管理料を増(減)するものである。

7	団体名	(財)しまね国際センター	所管課	文化国際課
---	-----	--------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成元年11月1日（経過年数：22年）

(2) 設立目的

県民の幅広い国際交流活動、国際協力活動等を促進し、諸外国との友好親善と相互理解を深め、地域の国際化及び活性化に資することを目的とする。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出資する。

イ 出資金額 1,012,500千円（県出資比率：79.1%）

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 意見

① 機能の充実について

しまね国際研修館事業については、企業等が受け入れている外国人研修生等を対象とした日本語研修を実施するとともに、宿泊研修施設「しまね国際研修会館：松江市」の管理・運営を行っている。

平成24年度にはセンター機能の充実を図るため、本所を研修館内に移転することを契機に災害時多言語支援センター及び在住外国人向け避難所や外国人住民が利用しやすい環境づくりが計画されている。

については、今後とも労働、医療、教育問題、近隣住民とのトラブルなど生活全般にかかる相談・支援や宿泊施設を活用した災害・失業時などの一時避難場所など外国人住民の総合的な生活支援や多文化共生の地域づくりなどの充実に一層努められたい。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

8	団体名	(株) SPSしまね	所管課	文化国際課
---	-----	------------	-----	-------

1 団体の概要

- (1) 設立時期 平成17年2月17日 (経過年数：7年)
- (2) 団体の形態 株式会社 (所在地：松江市)
- (3) 主な事業内容
コンサートホール・美術館・会議場の運営及び管理、その他

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 公の施設の指定管理

- ア 施設の名称 美術館 (所在地：松江市)
- イ 指定管理業務の内容
- ・美術館のギャラリー、ホール及びこれらの付属設備の使用に関する業務
 - ・美術館の使用料及び観覧料の徴収に関する業務
 - ・美術館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ウ 指定期間 平成22年度～平成26年度
- エ 指定管理料 264,000千円 (平成22年度)

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

9	団体名	(公財)しまね自然と環境財団	所管課	自然環境課 環境政策課
---	-----	----------------	-----	----------------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成3年7月1日(経過年数:20年)

(2) 設立目的

島根県内の自然系博物館施設及び自然公園施設等の管理運営を通じ、自然公園の保護と利用の増進に資するとともに、地球環境保全、自然環境の保護及びその他の環境の保全に関する普及啓発事業等を通じ、広く県民に対して環境の保全の重要性を訴え、もって島根県の環境の保全及び地域の振興に寄与することを目的とする。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

- ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出資する。
- イ 出資金額 123,000千円(県出資比率:92.5%)

(2) 補助金等

- ア 補助金名 みんなで取り組む島根の環境づくり事業補助金
- イ 内容

団体が行う環境保全活動の推進事業費等を補助し、もって活動の円滑な推進を図る。

- ウ 補助金額 54,084千円

(3) 公の施設の指定管理

- ア 施設の名称 三瓶自然館(サヒメル)及び三瓶小豆原理没林公園
(所在地:大田市)

イ 指定管理業務の内容

- ・自然館等の施設及び設備の管理運営に関すること。
- ・年間事業計画の策定業務及びその計画に基づいた事業の実施に関すること。

- ウ 指定期間 平成22年度~平成26年度

- エ 指定管理料 257,775千円(平成22年度)

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 意見

小豆原埋没林公園の利用促進について（自然環境課）

三瓶自然館の利用者は近年増加し、平成22年度は14万人に達したが、附属施設である小豆原埋没林公園については、開館当初の10万人から年々減少し、平成22年度には3万人となったところである。

三瓶小豆原埋没林は世界に誇れる貴重な自然遺産であり、平成16年2月には国の天然記念物に指定されている。より多くの人々や子どもたちが訪れるよう、さらなる周知を図るとともに、埋没林の概要説明を行うガイダンス施設など周辺施設の整備についても検討されたい。

10	団体名	(財) 島根県環境保健公社	所管課	医療政策課
----	-----	---------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和48年2月26日 (経過年数: 39年)

(2) 設立目的

予防医学活動を主軸として環境保健事業を推進し、島根県民の健康の増進と福祉の向上に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出資する。

イ 出資金額 1,000千円 (県出資比率: 100%)

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

1 1	団体名	(株) MIしまね	所管課	障がい福祉課 文化財課
-----	-----	-----------	-----	----------------

1 団体の概要

- (1) 設立時期 平成16年12月10日(経過年数:7年)
(2) 団体の形態 株式会社(所在地:松江市)
(3) 主な事業内容

指定管理者制度による公共施設管理運営事業、福祉施設・文化施設・スポーツ施設・宿泊施設・温泉施設・公園施設・駐車場運営管理事業、建物保守警備請負事業

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 公の施設の指定管理

ア 施設の名称 はつらつ体育館(所在地:松江市)

(ア) 指定管理業務の内容

- ・施設の使用許可に関する業務
- ・施設の使用料の徴収に関する業務
- ・施設等の維持保全に関する業務

(イ) 指定期間 平成22年度～平成26年度

(ウ) 指定管理料 5,950千円(平成22年度)

イ 施設の名称 古墳の丘古曾志公園(所在地:松江市)

(ア) 指定管理業務の内容

- ・施設及び設備で有料施設等の使用の許可に関する業務
- ・有料施設等の使用料の徴収に関する業務
- ・施設等の維持管理及び古墳の丘の活用に関する業務

(イ) 指定期間 平成22年度～平成26年度

(ウ) 指定管理料 4,850千円(平成22年度)

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 意見

① はつらつ体育館の耐震診断について（障がい福祉課）

はつらつ体育館は、昭和54年に雇用促進事業団（当時）が建設し、平成15年に県が譲渡を受け、その後県有建築物となっている。

平成19年2月に策定された「島根県建築物耐震改修促進計画」では、平成27年度末までに県有建築物についてほぼ100%の耐震化を実施することとされているが、はつらつ体育館については現時点で耐震診断が未実施である。

については、障がい者をはじめ多くの利用者がある体育館であり、速やかに耐震診断を行ったうえ必要な措置を執られたい。

② 施設老朽化等への対応について（文化財課）

古墳の丘古曾志公園については、給水設備や照明灯、遊具等の老朽化が進み、これまで修繕対応や撤去処理が行われているが、今後も野外ステージの安全点検や浄化槽、東屋等の修繕について検討が必要な状況となっている。

また、有料施設である照明設備や映像設備等が使用できない状況であり、平成22年度は野外ステージの有料利用者がいなかった。

については、施設・設備の老朽化や利用状況を踏まえ、利用者の安全確保や管理コスト縮減の観点から今後の公園の管理・運営のあり方を検討されたい。

12	団体名	(独) 日本貿易振興機構	所管課	しまねブランド推進課
----	-----	--------------	-----	------------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和33年7月25日 (経過年数: 53年)

(2) 設立目的

わが国の貿易の振興に関する事業を総合的かつ効率的に実施すること並びにアジア地域等の経済及びこれに関する諸事情について基礎的かつ総合的な調査研究並びにその成果の普及を行い、もってこれらの地域との貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金等

ア 補助金名 独立行政法人日本貿易振興機構松江貿易情報センター
運営費補助金

イ 内容

団体の事業活動を支援することにより、県内企業の海外取引を促進し本県産業の振興を図る。

ウ 補助金額 12,965千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

13	団体名	江津商工会議所	所管課	中小企業課
----	-----	---------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和31年5月14日（経過年数：55年）

(2) 設立目的

地区内における商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発展を図り、かねて社会一般の福祉の増進に資し、もって我が国商工業の発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金等

ア 補助金名 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

イ 内容

経営指導員等を設置し小規模事業者等の指導を行う場合に、設置費及び事業費等に対して補助する。

ウ 補助金額 25,804千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

14	団体名	隠岐の島町商工会	所管課	中小企業課
----	-----	----------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成17年4月1日(経過年数:6年)

(2) 設立目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金等

ア 補助金名 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

イ 内容

経営指導員等を設置し小規模事業者等の指導を行う場合に、設置費及び事業費等に対して補助する。

ウ 補助金額 46,869千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

15	団体名	(公財) 島根県建設技術センター	所管課	土木総務課
----	-----	------------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成8年3月25日 (経過年数：15年)

(2) 設立目的

島根県内の地方公共団体が施行する建設事業の適正かつ効率的な執行を支援するとともに、公共工事に関わる建設技術者の資質の向上を図り、良質な社会資本の整備を推進し、もって県民の福祉の向上に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出資する。

イ 出資金額 100,000千円 (県出資比率：100%)

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 意見

① 建設副産物再利用事業 (松江地区建設発生土リサイクルヤード整備事業) について

この事業は、松江地区で行われる公共事業で発生する建設発生土の適正処理とその再利用による有効活用を図ることを目的として整備され、平成16年度から運営されている。平成22年度の実績は、計画搬入土量100,000m³を上回る145,867m³の搬入となったが、搬出では目標1千m³に対して実績はなかった。

については、県・松江市等関係機関との密接な連絡のもとに、再利用が可能な建設発生土の有効活用を図るため、今後とも積極的なPR活動等により利用の促進に努められたい。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

16	団体名	島根県土地開発公社	所管課	土木総務課 用地対策課 斐伊川神戸川対策課 企業立地課
----	-----	-----------	-----	--------------------------------------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和48年4月1日 (経過年数：38年)

(2) 設立目的

公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出資する。

イ 出資金額 30,000千円 (県出資比率：100%)

(2) 補助金

ア 補助金名 益田拠点工業団地造成事業費補助金

イ 内容

益田拠点工業団地の分譲促進を目的として、事業主体である島根県土地開発公社が分譲価格(14,980円/m²)を維持するためにかかる経費(金融機関からの借入金及びその利息や維持管理経費等)に補助金を交付する。

ウ 補助金額 88,036千円

(3) 貸付金

ア 貸付金名 島根県土木部単独用地先行取得資金

・ 内容

土木部が施行する公共事業に必要な用地の先行取得を行うために必要な資金及び先行調査に必要な資金を貸し付ける。

・ 貸付金額

貸付金額	平成22年度	1,200,000千円
貸付残高	平成22年度末	0千円

イ 貸付金名 斐伊川放水路関連事業残土処理用地取得資金

・ 内容

国土交通省が施行する斐伊川放水路事業に必要な残土処理用地の先行取得を行うために必要な資金を貸し付ける。

・ 貸付金額

貸付金額	平成22年度	667,554 千円
貸付残高	平成22年度末	0 千円

(4) 債務保証

ア 内容

ソフトビジネスパーク島根整備事業及び益田拠点工業団地整備事業の借入金に対して債務保証を行う。

イ 平成22年度末債務保証債務残高 9,702,043千円

内訳：ソフトビジネスパーク島根 4,747,314千円

：益田拠点工業団地 4,954,729千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 意見

① 県の用地取得業務の外部委託について

所管課に対する意見で述べたように、団体は、用地取得業務に必要な体制については県と十分な連携・協議を行われたい。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 意見

① 益田拠点工業団地及びソフトビジネスパーク島根の分譲促進について
(企業立地課)

益田拠点工業団地は、平成18年度以降において分譲実績はなく、分

譲面積 43.3 ha に対して分譲済面積 12.8 ha（リース面積 1.2 ha を含む）で、分譲率は 29.6% に留まっている。

一方、ソフトビジネスパーク島根では、平成 22 年度に分譲 1 社、リース 2 社の契約があり、分譲面積 23.5 ha に対して分譲済面積 8.7 ha（リース面積 4.0 ha を含む）で、分譲率は 36.9% となっている。

県は、「島根県企業立地促進基本計画」（計画期間：平成 19 年度から平成 24 年度）に定める指定業種をはじめ、平成 20 年度には不動産賃貸業、サービス業（製造支援サービス業）などを誘致対象業種に新規追加し、指定業種について重点的に企業誘致に取り組んでいる。

今後とも、両団地の地元である益田市・松江市等と積極的な誘致活動を展開し、分譲の促進に努められたい。

② 県の用地取得業務の外部委託について（土木総務課、用地対策課）

県土木部は、県が行う用地取得業務について外部委託の方向で検討を進めてきたが、効率的な用地取得を行うためには、業務実績のある公社へ業務委託を行うこととしている。

については、新たな業務委託の導入に際して必要な人員や組織体制など十分に検討・協議され、円滑な外部委託が図られるよう留意されたい。

17	団体名	島根県住宅供給公社	所管課	建築住宅課
----	-----	-----------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和28年6月22日（経過年数：58年）

(2) 設立目的

住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出資する。

イ 出資金額 10,000千円（県出資比率：100%）

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

18	団体名	NPO法人出雲スポーツ振興21	所管課	都市計画課
----	-----	-----------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成12年3月24日（経過年数：11年）

(2) 設立目的

出雲市民をはじめ、島根県民に対して、スポーツの振興に関する事業を行い、もって市民をはじめ、県民の健康の増進・体力の向上・スポーツ文化の振興と発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 公の施設の指定管理

ア 施設の名称 浜山公園（所在地：出雲市）

イ 指定管理業務の内容

- ・有料公園施設の利用の許可に関する業務
- ・都市公園の維持管理に関する業務
- ・県立浜山公園を利用したスポーツの普及振興に関する業務

ウ 指定期間 平成22年度～平成26年度

エ 指定管理料 144,670千円（平成22年度）

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

19	団体名	(株) I S P	所管課	都市計画課
----	-----	-----------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成17年2月21日 (経過年数：7年)

(2) 団体の形態 株式会社 (所在地：浜田市)

(3) 主な事業内容

公共施設の維持・管理・運営に関する事業の受託。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 公の施設の指定管理

ア 施設の名称 石見海浜公園 (所在地：浜田市、江津市)

イ 指定管理業務の内容

・有料公園施設の利用の許可に関する業務

・都市公園の維持管理に関する業務

ウ 指定期間 平成22年度～平成26年度

エ 指定管理料 129,661千円 (平成22年度)

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

20	団体名	ミュージアムいちばた	所管課	文化財課
----	-----	------------	-----	------

1 団体の概要

- (1) 設立時期 平成17年9月1日（経過年数：6年）
- (2) 団体の形態 一畑電気鉄道株式会社・株式会社丹青社・近畿日本ツーリスト株式会社の共同事業体
- (3) 設立目的
古代出雲歴史博物館の指定管理業務を共同連帯して営む。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 公の施設の指定管理

- ア 施設の名称 古代出雲歴史博物館（所在地：出雲市）
- イ 指定管理業務の内容
- ・博物館の観覧料の徴収に関する業務
 - ・博物館等の維持管理に関する業務
 - ・博物館の利用促進に関する業務
- ウ 指定期間 平成18年度～平成22年度
- エ 指定管理料 274,314千円（平成22年度）

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 意見

① 古代出雲歴史博物館の利用促進について

古代出雲歴史博物館の入館者数は、開館直後の平成19年度は年間40万人台であったが、平成21年度及び平成22年度は年間21万人台となり、平成23年度は20万人台と見込まれている。

指定管理者が行った入館者へのアンケート調査では、「博物館を何で知ったか」との問に対し「知らなかった」というものが約4分の1と最も多い状況であることなどから、更なる博物館の認知度を高める努力が必要である。

については、平成24年度に出雲大社周辺を主会場として開催される「神

話博しまね」や、出雲大社の遷宮を契機としたPRはもとより、これまでのアンケート調査結果を踏まえた効果的な情報発信を行い、関係機関とも連携のうえ一層の誘客活動に努められたい。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

別記 財政的援助団体等の監査について

1 根拠規定

地方自治法第199条第7項

監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。

2 財政的援助等の説明（主なもの）

補助金	地方公共団体が特定の者の行う事務又は事業に対し、助成又は財政上の援助を与えるために交付するもの
貸付金	地方公共団体が、特定の者のために、特定の目的をもって貸付けを行っているもの
損失補償	特定の者が、金融機関等から融資を受ける場合、その融資の全部又は一部が返済不能となって、当該金融機関等が損失を被ったときに、地方公共団体が、融資を受けた者に代わって、当該金融機関等に対してその損失を補償するとする、いわゆる損失補償契約が結ばれているもの
出資	地方公共団体が、資本金、基本金その他これに準ずるものの4分の1以上を出資しているもの
債務保証	特定の者が金融機関等から融資を受ける際、地方公共団体が、債務者のために、当該金融機関等に対し、その債務又はこれから生ずる利子の返済を保証する、いわゆる債務保証契約が結ばれているもの
公の施設の指定管理	地方公共団体が、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため、条例の定めるところにより、地方公共団体が指定した法人その他の団体に管理を行わせているもの

3 監査結果の決定、提出及び公表

監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、県議会議長及び知事並びに関係のある委員会の長に監査の結果に関する報告を提出するとともに、県報で公表する。

4 監査結果報告に対する措置状況の通知及び公表

監査結果報告に対し、議会、知事又は委員会が措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知することになっている。通知を受けた監査委員は、当該通知の内容を県報で公表する。

別表 監査実施年月日

	団 体	実施年月日
1	公立大学法人島根県立大学	平成23年11月 8日
2	(財)しまね海洋館	平成23年11月 9日
3	(公財)ふるさと島根定住財団	平成23年11月 1日
4	隠岐空港利用促進協議会	平成23年11月15日
5	(財)しまね女性センター	平成23年11月16日
6	(財)島根県文化振興財団	平成23年11月 1日
7	(財)しまね国際センター	平成23年11月15日
8	(株)SPSしまね	平成23年11月14日
9	(公財)しまね自然と環境財団	平成23年11月16日
10	(財)島根県環境保健公社	平成23年11月 7日
11	(株)MIしまね	平成23年11月 1日
12	(独)日本貿易振興機構	平成23年11月 2日
13	江津商工会議所	平成23年11月 9日
14	隠岐の島町商工会	平成23年11月15日
15	(公財)島根県建設技術センター	平成23年11月 7日
16	島根県土地開発公社	平成23年11月 4日
17	島根県住宅供給公社	平成23年11月 4日
18	NPO法人出雲スポーツ振興21	平成23年11月 7日
19	(株)ISP	平成23年11月 9日
20	ミュージアムいちばた	平成23年11月 7日

なお、所管課については、平成23年12月12日から12月16日までの間において書面監査を実施した。

平成23年度財政的援助団体等監査の結果に関する報告書

平成24年3月発行

島根県監査委員

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 県庁分庁舎

島根県監査委員事務局

TEL (0852) 22-6651 (代表)

FAX (0852) 22-6212

ホームページ <http://www.pref.shimane.lg.jp/kansaiinkai/>

メールアドレス kansa@pref.shimane.lg.jp

この刊行物は、環境にやさしい再生紙を使用しています。